

入管庁政第 33 号
開発 0226 第 1 号
社援発 0226 第 1 号
令和 3 年 2 月 26 日

外国人技能実習機構理事長 殿

出入国在留管理庁次長
(公 印 省 略)
厚生労働省人材開発統括官
(公 印 省 略)
厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の制定等について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成 28 年法務省・厚生労働省令第 3 号。以下「施行規則」という。）第 10 条第 2 項第 7 号ハにおいては、入国後の第 1 号技能実習生に対して監理団体等が行う講習（以下「入国後講習」という。）の総時間数の基準を定めているところ、当該技能実習生が過去 6 月以内に本邦外において一定の要件を満たす講習（以下「入国前講習」という。）を受けた場合には、入国後講習の総時間数を短縮できることとしている。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、入国後講習に係る特例措置を講ずる「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和 3 年法務省・厚生労働省令第 2 号。以下「改正省令」という。）（別添 1）が公布及び施行された。

改正省令の内容等は下記のとおりであるので、貴機構におかれては、今後の業務の運営に当たり十分に御留意いただくとともに、監理団体及び実習実施者に周知されたい。

記

第 1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人の国際的な移動に関する制限が長期化していることにより、技能実習生が入国する時期によっては、送出国・地域において受けていた講習が入国前講習の要件を満たさなくなること、また、入国者に対する我が国の防疫措置により、入国後の講習開始までに一定の時間を要することが想定される。

これを踏まえ、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、第 1 号技能

実習生に係る入国後講習の基準について特例を設けるもの。

第2 改正の内容

1 「過去6月以内」の特例について（附則第7条関係）

- (1) 入国後講習の所定時間数を第1号技能実習予定時間全体の6分の1以上から12分の1以上に短縮できるとしている入国前講習の要件のうち「過去6月以内」について、外国人技能実習機構が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合には、「令和元年8月1日以降」とし、同日以降に技能実習生が受講する講習を入国前講習として認めること。
- (2) 上記(1)の措置の適用に当たっては、技能実習計画認定申請書において、本邦入国前の講習が過去6月以内に行われていない場合にあつては、当該講習が令和元年8月1日以降に行われていること及びその理由について新型コロナウイルス感染症による入国制限によるものであることを申請者に確認すること。
- (3) 上記(2)の理由については、以下の書類により確認すること。
 - ・ 入国前講習が過去6月以内に行われていない理由を記載した書類（様式自由）
- (4) 上記(1)の措置は、改正省令の施行日から令和3年7月31日までの間になされた技能実習計画の認定の申請について適用すること。なお、改正省令の施行の際にすでに申請がなされ、審査が行われている技能実習計画の認定の申請についても、上記(1)の適用対象とし、上記(2)及び(3)により確認すること。
- (5) 上記(1)の措置の適用を受けることにより、入国後講習を含む技能実習の効果的かつ安全な実施及び技能実習生の我が国での日常生活に支障が生じないように、監理団体等においては、入国前講習終了後の技能実習生に我が国での生活や円滑な技能等の修得等に資する知識に触れる機会を提供するなど、必要に応じて入国前講習の効果を低減させない取組を行うこと、また、入国後講習の「本邦での生活一般に関する知識」の科目では、新型コロナウイルス感染症の感染防止策や災害時の対応について周知するよう外国人技能実習機構から指導及び助言すること。

2 「12分の1以上」の特例について（附則第8条関係）

- (1) 「1月以上の期間かつ160時間以上」の入国前講習を受けた技能実習生については、入国後講習の総時間数を第1号技能実習予定時間全体の6分の1以上から12分の1以上に短縮できるとしているところ、外国人技能実習機構が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合であつて、技能実習生が本邦外において、「45日以上の期間かつ240時間以上」の課程を有し、座学により実施される講習を受けているときは、当分の間、入国後講習の総時間数を第1号技能実習予定時間全体の24分の1以上に短縮することを認めること。

なお、特例の適用を受けた場合も、入国前講習と入国後講習の所定時間数の合計は、現行の施行規則に規定されている総時間数と同じになることに留意すること。
- (2) 上記(1)の措置の適用に当たっては、当該措置は、技能実習の開始が我が国の防疫措置により当初予定より遅れることを防ぐことを目的とするものであるため、技能実習計画認定申請書において、入国後講習を24分の1以上に短縮する内容であ

る場合は、14日間の待機期間中にオンラインでの入国後講習が実施できない理由を申請者に確認すること。

(3) 上記(1)中「45日以上期間かつ240時間以上」の課程を有する入国前講習の実施及び上記(2)については、以下の書類により確認すること。

- ・ 入国前講習実施(予定)表に関する申請者等の誓約書(参考様式1-29号)
- ・ オンラインでの入国後講習が実施できない理由を記載した文書(様式自由)

(4) 上記(1)の措置は、改正省令の施行日以後になされた技能実習計画の認定の申請について適用すること。なお、改正省令の施行の際にすでに申請がなされ、審査が行われている技能実習計画の認定の申請についても、上記(1)の適用対象とし、上記(2)及び(3)により確認すること。

(5) 上記(1)の措置の適用を受ける場合は、施行規則第10条第2項第7号ロに掲げる科目の入国後講習時間の合計が第1号技能実習予定時間全体の24分の1以上となるようにすること。

この場合において、入国後講習の「本邦での生活一般に関する知識」の科目では、新型コロナウイルス感染症の感染防止策や災害時の対応について周知すること、また、「出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法その他技能実習生の法的保護に必要な情報」の科目では、従前どおり技能実習法令、入管法令、労働関係法令、その他法的保護に必要な情報について、少なくとも各2時間ずつ実施することを目安とし、合計で8時間実施するとともに、各科目における留意点、通訳を付す場合の取扱い及び使用する教材等も、従前どおりであることに留意すること。

(6) 上記(1)の措置の適用を受けることにより、技能実習の効果的かつ安全な実施及び技能実習生の我が国での日常生活に支障が生じないように、監理団体等においては、単に入国前講習の時間数を増やすにとどまらず、必要に応じて教材や講習の内容等を工夫するなどして講習の質の向上に努め、技能実習開始後も技能実習生の日常生活に支障が生じていないか確認するよう外国人技能実習機構から指導及び助言すること。

第3 介護職種における入国後講習の時間数の免除に係る取扱いについて

介護職種における入国後講習の総時間数の免除についても、改正省令の趣旨を踏まえ、当分の間の取扱いを「「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴う介護職種における入国後講習の時間数の免除に係る取扱いについて」(令和3年2月26日社援発0226第2号・老発0226第2号厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省老健局長通知)(別添2)で示したところであるので、参照すること。

以上

○法 務 省 令 第 二 号
厚生労働省令第二号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第九号第二号(同法第十一号第二号)において準用する場合を含む。の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月二十六日

法務大臣 上川 陽子
厚生労働大臣 田村 憲久

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成二十八年法律第八十九号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

| 改正後 | 改正前 |
|---|------------------------------------|
| <p>附 則</p> <p>(技能実習の特例)</p> <p>第七条 入国後講習についての第十条第二項第七号ハの規定の適用については、令和三年七月三十一日までの間、同号ハ中「過去六月以内」とあるのは、「過去六月以内(機構が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合にあっては令和元年八月一日以降」とする。</p> <p>第八条 入国後講習についての第十条第二項第七号ハの規定の適用については、当分の間、同号ハ中「十二分の一以上」とあるのは、「十二分の一以上(機構が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合にあっては令和元年八月一日以降」とする。</p> | <p>附 則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

ないと認める場合であつて、当該技能実習生が入国前講習(四十五日以上の期間かつ二百四十時間以上の課程を有するものに限る。))を受けた場合にあっては、二十四分の一以上」とする。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行の際現に行われている技能実習計画の認定の申請についても適用する。

社援発 0226 第 2 号
老発 0226 第 2 号
令和 3 年 2 月 26 日

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴う介護職種における入国後講習の時間数の免除に係る取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、入国後の第 1 号技能実習生に対して監理団体等が行う講習（以下「入国後講習」という。）に係る特例措置を講ずる「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和 3 年法務省・厚生労働省令第 2 号。以下「改正省令」という。）（別添）が制定され、本日公布及び施行された。

改正省令の施行に伴い、「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」（平成 29 年 9 月 29 日社援発 0929 第 4 号・老発 0929 第 2 号本職通知。以下「解釈通知」という。）により通知した入国後講習の時間数の免除に係る取扱いについては、当分の間、下記のとおりとしたので、ご了知願いたい。また、各自治体におかれては、貴管下市町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底方をお願いする。

記

第 1 入国後講習の時間数に係る現行の取扱いについて

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規

則（平成 28 年法務省・厚生労働省令第 3 号。以下「施行規則」という。）第 10 条第 2 項第 7 号ハにおいては、入国後講習の総時間数の基準を定めているところ、技能実習生が過去 6 月以内に本邦外において一定の要件を満たす講習（以下「入国前講習」という。）を受けた場合には、入国後講習の総時間数を第 1 号技能実習予定時間全体の 6 分の 1 以上から 12 分の 1 以上に短縮できることとしている。

また、介護職種については、「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成 29 年厚生労働省告示第 320 号。以下「告示」という。）第 1 条第 2 号イ、ロ及びニにおいて、入国後講習における「日本語科目」及び「技能等の修得等に資する知識の科目」の講義の総時間数に係る基準を定めているところ、技能実習生が入国前講習においてこれらの科目の講義に相当するものを受講した場合にあっては、その教育内容及び時間数に応じて、入国後講習における当該科目の講義の時間数の一部を免除することができることとしている。具体的には、解釈通知第一の一の 2（3）①において、入国前講習において受講したこれらの科目の講義に相当するものの時間数がそれぞれの科目について告示で定められた合計時間数の 2 分の 1 以上である場合には、入国後講習において、その科目の総時間数を告示で定められた合計時間数の 2 分の 1 を上限として免除することができることとしている。

第 2 改正省令による入国後講習の特例措置の内容について

今般、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、改正省令が制定され、下記のとおり入国後講習に係る特例措置を講ずることとされた。

1 「過去 6 月以内」の特例（改正後の施行規則附則第 7 条関係）

改正省令の施行日から令和 3 年 7 月 31 日までの間になされた技能実習計画の認定の申請（※）について、外国人技能実習機構が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合には、入国前講習の要件のうち「過去 6 月以内」を「令和元年 8 月 1 日以降」とし、同日以降に技能実習生が受講する講習を入国前講習として認めること。

2 「12 分の 1 以上」の特例（改正後の施行規則附則第 8 条関係）

改正省令の施行日以後になされた技能実習計画の認定の申請（※）について、外国人技能実習機構が新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を考慮してやむを得ないと認める場合であって、技能実習生が本邦外において、

「45 日以上の期間かつ 240 時間以上」の課程を有し、座学により実施される講習を受けているときは、当分の間、入国後講習の総時間数を第 1 号技能実習予定時間全体の 24 分の 1 以上に短縮することを認めること。

(※) いずれも、改正省令の施行の際にすでに申請がなされ、審査が行われている技能実習計画の認定の申請を含む。

第 3 特例措置が適用される場合の入国後講習の時間数の取扱いについて

介護職種についても、改正省令の趣旨を踏まえ、上記第 2 の 2 の措置が適用される場合には、解釈通知第一の一の 2 (3) ①のうち「2 分の 1」とあるのは、「4 分の 3」と読み替えるものとする。ただし、告示第 1 条第 2 号ロの規定に係る取扱いについては、従前のとおりとする。

なお、上記第 2 の 1 の措置については、介護職種に係る入国前講習にも適用されることに留意すること。

以上